

民衆の利益を代表する

(一) 地方自治制

- (1) 地方官の民選
- (2) 地方自治の徹底
 - a. 年齢の低下
 - b. 居住制限の短縮
 - c. 選挙の確認
 - d. 保護金の撤廃
- (3) 地方議会の改選
- (4) 知事選挙執行権の廃止
- (5) 町村地域の廢合整理
- (6) 封建的府縣地域の廢合整理
- (7) 小學校教員選考其他滞給府縣市町村吏備人等の待遇改善
- (8) 衛生組合、消防組合其他關係的施設の民衆化

(二) 地方財政經濟

- (1) 地方財政稅制の勤勞階級本位化
 - a. 家屋稅免稅點の設定
 - b. 戸數制の有産階級負擔
 - c. 勤勞階級負擔の府縣營業稅及雜稅の廢止
- (2) 警察費の全額國庫負擔
- (3) 農村產業組合都市信用及購買組合の勤勞階級化
- (4) 肥料農具の公營
- (5) 公營銀行の創設及公設質屋の増設

(三) 都市計畫及農村計畫

- (1) 勤勞階級本位の都市計畫農村計畫並びに綜合計畫の實行
- (2) 住宅政策の徹底
 - a. 土地公有化の促進
 - b. 家賃の引下げ
- (3) 勤勞階級本位公營住宅の増設
- (4) 電力の公營農村電化の促進
- (5) 交通機關の公營及運賃の値下げ
- (6) 勞働者住宅地域の改善
- (7) 上下水道施設の改善

(四) 教育

- (1) 義務教育の全額公費制の徹底
- (2) 中等教育公費制の實行
- (3) 勞働學校及農村學校の公費支援
- (4) 職業補習教育機關の完成

(五) 社會施設

- (1) 醫藥救療機關の民衆化
 - a. 無料診療所の公營普及
 - b. 健康保險制度の改正及適用範圍の擴大
- (2) 社會事業に對する小學校校舎の解放
- (3) 職業紹介所の勞働組合管理
- (4) 葬儀並びに助産の無料施設

以上

標 語

○ これまでの議員は金權の番頭！
 ○ これからの議員は民衆の公僕！
 ○ 最初の一票は民衆の生命！
 ○ 勤勞者の一票は勤勞者の代表へ！